

7 日常生活用具の給付

「日常生活用具」とは、在宅の知的障害者（児）の生活を容易にするためのものです。
（事前にご相談ください。）

※注意

- ① 18歳未満の児童と18歳以上の方とは、給付される用具の種類が異なります。
- ② すでに給付を受けている用具と同一の用具の再交付については、耐用年数を経過していない場合、原則として給付対象外です。
- ③ 介護保険該当者は、介護保険制度が優先になります。

1. 対 象 者	在宅している重度又は最重度の知的障害者（児）（療育手帳A）			
2. 自己負担分	・原則1割負担になります。（世帯の市民税課税状況により月額上限額の設定あり） ・所得税非課税世帯については、自己負担額が減額になる場合があります。			
3. 用具の種類		対象となる障害状況	基 準 額	耐用年数
	特殊マット （防水マット）	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能をするもの(原則3歳以上)	21,170円	5年
	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	スポンジ及び革製 15,200円 スポンジ・革・プラスチック製 36,750円	3年
	特 殊 便 器	自ら排便後の処理が困難な方(原則学齢児以上)	163,300円	8年
	火災警報器	室内、屋外に警報ブザーで知らせるもので、火災発生の感知や避難がすぐにできない方（障害者のみの世帯）	15,500円	8年
	自動消火器	自動的に消火液を噴射し、初期消火ができるもので、火災発生の感知や避難がすぐにできない方（障害者のみの世帯）	28,700円	8年
	電磁調理器	18歳以上の方(障害者のみの世帯)	41,000円	6年
4. 持参するもの	① 療育手帳 ② 業者の見積書			
5. 申 請 先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147			